

職員の懲戒の取扱いに関する訓令

平成13年3月1日
本部訓令第5号

題名改正〔令和2年本部訓令第15号〕

〔沿革〕 平成17年3月本部訓令第7号 平成25年11月本部訓令第19号
平成28年5月本部訓令第20号 令和2年3月本部訓令第15号
令和3年11月本部訓令第19号

千葉県警察職員の懲戒の取扱いに関する訓令を次のように定める。

職員の懲戒の取扱いに関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、千葉県警察職員（会計年度任用職員を含む。以下「職員」という。）の懲戒処分（地方警務官の処分を除く。以下同じ。）、訓戒及び注意（以下「懲戒処分等」という。）の取扱いに関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の懲戒の取扱いに関する条例（昭和26年千葉県条例第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督者 他の職員を監督すべき地位にある職員をいう。ただし、所属長を除く。
- (2) 監督対象職員 監督者の監督を受けている職員をいう。

(規律違反)

第2条 職員が、地方公務員法第29条第1項各号の一に該当する場合は、これを規律違反とする。

(規律違反の報告)

第3条 監督者及び所属長を除く職員は、他の職員の規律違反を認知したときは、速やかに警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）に報告するよう努めなければならない。ただし、自所属の職員の規律違反を認知したときの報告先は、所属長又は監察官室長とする。

- 2 監督者は、監督対象職員の規律違反を認知したときは、直ちに、所属長に報告しなければならない。
- 3 所属長は、自所属の職員の規律違反を認知したときは、直ちに、監察官室長に報告しなければならない。

(監察官室長の責務等)

第4条 監察官室長は、職員の規律違反を認知したときは、事実を調査し、本部長に報告しなければならない。

2 監察官室長は、職員の規律違反について懲戒処分等に付する必要があると認めるときは、次の各号に掲げる証拠を添えて本部長に申し立てなければならない。

- (1) 本人の聴取書又は始末書（本人が供述又は始末書の提出を拒んだときは、その旨の報告書）
- (2) 関係者の聴取書又は答申書
- (3) その他の証拠

3 職員は第1項に規定する調査に協力しなければならない。

(懲戒審査委員会)

第5条 職員の規律違反の事案を審査するため、県本部に千葉県警察職員懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は本部長とし、委員は県本部の部長及び警務課長をもって充てる。
- 3 本部長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員に指名することができる。
- 4 委員長に事故があるときは、警務部長が委員長の職務を代理する。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、警務部監察官室において処理する。

(審査の要求)

第8条 本部長は、第4条に規定する懲戒処分等の申立てを受けた場合において、その規律違反に対し、懲戒処分を行う必要があると認めるときには、委員会に当該事案の審査を要求するとともに、申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の場合において、被申立者からあらかじめ口頭審査を要求しない旨の申立てがあったとき、又は被申立者の所在を知ることができない場合においては、被申立者に対する通知を省略することができる。

3 第1項の通知を受けた被申立者が、第11条に規定する口頭審査を要求しようとするときは、口頭審査要求書（別記様式第1号）により、所属長を通じて直ちにこれを要求しなければならない。
（審査の省略）

第9条 本部長は、前条の規定にかかわらず規律違反として申立てを受けた事案が戒告が相当と認められる懲戒処分については、委員会に審査の要求をすることなく、懲戒処分を行うことができる。ただし、被申立者が口頭審査を要求したときは、この限りでない。

（勤務に関する指示等）

第10条 本部長は、規律違反事案の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該職員の勤務に関し所要の指示をするとともに、使用期間の満了しない支給品、貸与品等の返納を命ずることができる。

（委員会の審査）

第11条 委員長は、本部長から審査の要求があったときは、速やかに審査を行うものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求したときは、その要求のあった日から7日間は、委員会の審査を行わないものとする。

2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員長が必要と認めた場合は、被申立者その他関係者の出席を求めて口頭審査によることができる。

3 委員会の審査は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。

4 委員会の審査は、委員長及び出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

5 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

6 監察官は、委員会に出席して、審査する事案について説明するものとする。

7 委員会の開催に支障があるときは、持ち回り審査をすることができる。

（除斥等）

第12条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案の審査に参加することができない。

2 委員長及び委員は、前項の場合のほか、審査に参加することが不相当と認めるときは、これを回避するものとする。

（口頭審査の手続）

第13条 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対し、速やかに委員会における審査の期日及び場所を口頭審査通知書（別記様式第2号）により通知しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなく出席しないとき、又は再度の呼出しにも応じないときは、この限りでない。

3 委員長は、規律違反を申し立てた者の側の証人の出席又は証拠の提出を要求することができる。

4 被申立者は、証人等要求書（別記様式第3号）により被申立者の側の証人の呼出しを要求し、又は必要と認める証拠を提出することができる。この場合において、被申立者は、委員会の審査の期日の3日前までにこれを行わなければならない。

5 委員長は、前項の要求があったときは、被申立者の側の証人を委員会に呼び出さなければならない。ただし、当該証人が呼出しに応じないなどやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

6 委員長は、前項により証人を呼び出す場合は、通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

（委員長の報告）

第14条 委員長は、委員会の審査結果に基づき、懲戒処分の要旨、種別、程度、審査経過等を懲戒審査結果報告書（別記様式第5号）により本部長に報告しなければならない。

（懲戒処分の手続）

第15条 懲戒処分は、当該職員に対し、懲戒処分書（別記様式第6号）及び懲戒処分説明書（別記様式第7号）を交付して行うものとする。この場合において、被交付者が受領を拒んだときは、その

拒んだときをもって交付があったものとみなす。

- 2 前項の懲戒処分書及び懲戒処分説明書を交付するに当たり、これを受領すべき者の所在を知ることができないときは、その内容を本部長公告（別記様式第8号）により千葉県報に登載し、登載された日から2週間を経過したときに、懲戒処分書及び懲戒処分説明書の交付があったものとみなす。
- 3 懲戒処分書及び懲戒処分説明書を被処分者に交付したときは、請書（別記様式第9号）を徴するものとする。

なお、請書には被処分者の署名を求めるものとする。

（訓戒及び注意）

第16条 本部長は、職員の規律違反について懲戒処分を要しないと認めるときは、訓戒又は注意を行うことができる。

- 2 前項に規定する訓戒又は注意の種類は、次の各号に掲げるものをいい、その内容は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本部長訓戒 本部長が書面で行う訓戒
- (2) 所属長訓戒 本部長が所属長に書面で行わせる訓戒
- (3) 本部長注意 本部長が口頭で行う注意
- (4) 所属長注意 本部長が所属長に口頭で行わせる注意

（訓戒及び注意の手続）

第17条 訓戒は、訓戒書（別記様式第10号）を被訓戒者に交付して行い、注意は、口頭によって行うものとする。この場合において、被訓戒者が訓戒書の受領を拒んだときは、その拒んだときをもって交付があったものとみなす。

- 2 訓戒書を被訓戒者に交付したときは、第15条第3項の規定を準用する。

（処分の通知及び報告）

第18条 本部長は、懲戒処分又は本部長訓戒若しくは本部長注意を行ったときは、速やかに被処分者の属する所属長に対し、処分の種別、程度その他必要な事項を通知するものとする。この場合、懲戒処分にあつては懲戒処分書及び懲戒処分説明書の写しを、また本部長訓戒にあつては訓戒書の写しをそれぞれ送付するものとする。

- 2 本部長は、所属長に所属長訓戒又は所属長注意を行わせるときは、速やかに被処分者の属する所属長に対し、必要な事項を通知するものとする。この場合、所属長訓戒にあつては訓戒書の写しを送付するものとする。
- 3 所属長は、所属長訓戒を行ったときは、実施結果を速やかに監察官室長を経由して本部長に報告するものとする。
- 4 所属長は、所属長注意を行ったときは、速やかに監察官室長を経由して本部長に報告するものとする。

（懲戒処分台帳等）

第19条 監察官室に、懲戒処分台帳（別記様式第11号）及び訓戒・注意台帳（別記様式第12号）を備え付け、懲戒処分等の状況を明らかにしておかなければならない。

（停職者に対する措置）

第20条 停職処分を行った場合における被処分者に対する支給品及び貸与品の取扱いについては、第10条の規定を準用する。

以下別記様式省略